

## 第4回 吹田市総合計画審議会・第2部会 議事要旨

■日時:令和5年(2023年)7月6日(木) 19:00~21:00

■場所:吹田市役所 特別会議室(高層棟4階)

■出席者:別紙「出席状況一覧」のとおり

■傍聴人:なし

■資料:

資料1 第4次総合計画見直し 策定スケジュール・本日の到達点

資料2 部会出席職員一覧

資料3 第4次総合計画基本計画改訂版素案

資料4 第4次総合計画基本計画改訂版素案 新旧対照表(第3回審議会・第4回部会時点)

資料5 第3回審議会・部会意見に対する所管室課意見

資料6 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点からの意見

■議事要旨

### 1. 定足確認

### 2. 案件

【報告】(1)、(2)(資料1、2)

事務局:(資料説明)

【議題】(1)第4次総合計画改訂版素案検討

ア)大綱I 人権・市民自治(資料3、4、5)

事務局:(資料説明(資料5))

A 委員:

大綱I政策I「性的マイノリティの人に対する理解の増進」とは、市民一人ひとりの理解の増進という意味か。それとも社会として理解を持つ人を広げていくという意味か。地域の中で理解者を増やすということなのか、一人ひとりの理解を進めるという意味なのかどちらとも取れるため、誰がという主語的なものが入ってくるとよいのではないか。

事務局:

元々あった「配慮」という言葉を単純に置き換えて、法案から持ってきた言葉ではあったが、確かにどういうところを対象としているのかわかりづらいため、所管室課とも相談の上、文言を検討したい。

A 委員:

吹田市の総合計画なので、吹田市の地域社会がどうなのかということだと思う。そこをはっきりさせた方がよい

のではないかと思った。

事務局：(資料説明(資料3))

A 委員：

政策ごとに該当する SDGs のゴールは前回と同じで変更はないか。

事務局：

前回と同じである。

A 委員：

大綱1政策2にゴール6「安全な水とトイレを世界中に」が該当しているのはなぜだったか確認したい。

事務局：

安全な水という視点で、「地域の水を地域で守ろう」というターゲットがあり、自治会活動やコミュニティ活動が寄与するのではないかとということを入れていた。

A 委員：

発展途上国の現状を踏まえた大きなメッセージとしてゴール6を置く場合があるので確認した。理由は分かった。

部会長：

12 ページの現状と課題について、御検討の上、「理解の増進」という言葉が新たに加えられているが、「理解の増進」という表現に違和感がある。最近、LGBT 理解増進法が成立したためそれを意識されてのことかと思うが、「理解の増進」という文言を巡っては様々に議論があり、法律としては通ったためそれはそれでよいが、この言葉の解釈を巡っては大きく対立している状況があるため、この言葉をわざわざ使うことに少し違和感がある。

また、「性的マイノリティの人に対する」という表現に違和感を覚えると申し上げたが、性的マイノリティという言葉自体が、少数者、人を意味するため、「の人」というのは重複表現となるのではないか。したがって、表現としては「性的マイノリティ」でよいのではないかと思っている。また、理解の増進に違和感があるというのは、当事者に対して周りが理解してあげようというニュアンスに受け止められる懸念もある。つまり、性的マイノリティも含めて全体に対する理解を深めるという意味であれば分かるが、マイノリティの方への理解を深めるという表現は、少し上から目線というか、「してあげる」といったニュアンスがある。この前後で、「人権侵害の事例は依然としてみられる」、「人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく」、とかなり思い切って言い切っているため、この部分だけが「理解の増進」とあいまいな表現となっている。よって例えば、「性的マイノリティへの権利擁護」という表現で、課題をクリアにした方がよいのではないかと考えた。必ずこうでなければということはないが、検討の余地があればぜひ御検討いただきたい。

人権政策室：

今、御指摘のあったニュアンスについてはよく理解できるため、再度、文言整理をしてみたいと思う。

部会長：

関連して13ページの施策1-1-2「人権の保障」の2行目にも同様の表現があるため、合わせて検討いただきたい。

人権政策室：

承知した。

B委員：

横文字、カタカナ文字がかなり多く出てきている。担当の方は理解して使っている言葉だと思うが、全体を通して市民にとってはなかなか難しい言葉もあるのではないか。例えば14ページの「デジタルデバイド」は「情報格差」ではなく敢えてこちらの言葉を使っているかと思う。また、「マイノリティ」という言葉の理解についても幅がある。「DV」という言葉も出てきている。日本語には置き換えにくい表現も含めて使用しているかと思うため、用語の説明をしてはどうか。

事務局：

机上配付の資料として印刷はしていないが、資料3の素案に用語集として説明を載せている。今回新たに入ってくるカタカナ語や横文字についても漏れのないように説明を入れていきたい。

A委員：

今、指摘のあった点について、後ろに用語集を付けていただく際にはページが参照できるようにしていただくと読み手としては助かると思う。

事務局：

承知した。

イ) 大綱3 福祉・健康(資料3、4、5)

事務局：(資料説明(資料5))

事務局：

政策4の現状と課題について、いただいた御意見に対して、「結核を始めとする」という表現を入れた方が分かりやすいかについてはどうか。

B委員：

後ろの指標とのつながりができるためここに入れることはよいのではないかと思う。

事務局：(資料説明(資料3))

B委員：

26ページの政策4、現状と課題について、健康寿命の延伸について分かりやすいように修正いただいている

が、「全ての市民が心豊かに生活できるよう」という表現が気になる。これはウェルビーイングを指しているのか、メンタルヘルスのことだけを指しているように捉えられないか気になった。どのような健康状態であっても、という部分で心身両面からということをお願いしたいのかと思うが、もっとよい案がないのかと考えていた。

健康まちづくり室：

これまでの議論から、平均寿命と健康寿命の差の短縮が必要であることを市民の方にも問題意識として伝えるために入れてはどうかということを受けて考えた内容だったが、前回指摘のあった誤解を与えるような表現については修正し、更に用語集で健康寿命については補足させていただきたいと思っている。市としては、まずは国策でもある、健康寿命の延伸、そして病気や障がいのある方も含めて全ての市民が心豊かに充実した人生を過ごすよう、生活の質の向上、この2つを基本目標としているため、そのような意味でこのように書かせていただいた。

B 委員：

よく理解できるが、なかなか代案が浮かばない。

C 委員：

25 ページの施策 3-3-2 について、そもそも、「生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営」が1つの施策になっているのはなぜなのか。分けてもよいのではないか。また、その文章の2行目、「社会保障制度の適正な運営に努める」とあるが、適正な運営に努めるのは当たり前で、何か今、適正に運営されていないようにも思ってしまう。対応する施策指標もないが、この部分についてはどのような意図で書かれていたのかお聞きしたい。

事務局：

第4次総合計画策定時に社会保障全般を1つの施策に入れたと思うが、御指摘のように1つにまとめ過ぎている印象がある。次期計画においては、生活困窮の課題も大きくなってきているため、まとめ方は改めて考えた方がよいと思う。社会保障制度については適正に運営するという施策のみでよいのか。指標については、全てに対する指標設定が難しいため、生活困窮の施策の進捗を測る施策指標のみとなっているが、社会保障制度の適正な運営という、大きな2本柱の1つの指標がないような印象を受けるということかと思うため、次期計画ではその整理もする必要があると感じた。

当初策定の際、受給者数や給付額を指標で設定して、その数値が伸びていくのが好ましいのか、そういった状態に陥らない手前で踏みとどまる人が増える方がよいのではないかと、でも、必要な人はきちんと受給してもらうべきであるし、適正という意味で言えば、不正に受け取る人があってはならないということで、客観的な数値指標でこの分野の進捗状況を測るというのは難しいという議論が部会の中でもあった。そういうこともあり、指標を設定するに至らなかったと思う。

C 委員：

何を適正とするかは色々な観点があり難しいと思うが、例えば、国民健康保険料の納付率は1つの指標ではないかと思う。

部会長：

適正という言葉の中身について、意味がもう少し補足されていれば分かりやすいということかと思う。可能な限り御検討をお願いしたい。

B 委員：

27 ページに関連する個別計画の記載がある。施策指標に特定健診受診率や生活習慣を改善するつもりはない人の割合があることを考えると、それらが健康すいた 21 に包含されているのであればよいが、来年から国の計画が大きく変わるのに連動して、特定健診実施計画やデータヘルス計画などいろいろな計画が関連していると思われるため、ここに記載しなくてもよいのか。健康すいた 21 に包含されていればよいが、その辺りの整理はどうか。

事務局：

健康すいた 21 とデータヘルス計画は別々に作成しているため、「主な個別計画」に載せることは可能だが、「主な」というところでどこまで載せるかが難しい。御指摘のとおり、健診受診率については健康すいた 21 には出て来ず、データヘルス計画に実施率向上を挙げているため、所管室課とも相談し、追加するか検討したい。

A 委員：

23 ページの施策 3-2-1 に、「医療的ケアを要する障がい者を含め」とあるが、「要する」という表現がすんなり落とし込めない。「必要とする」という意味かと思うが、この表現にした理由はあるのか。特になければ、もう少し平たい表現とした方がよい。後ろに「必要な」という表現が出てくるため、重複することを避けたかったのかもしれないが。

障がい福祉室：

「要する」と「必要とする」は同じ意味で使っている。御指摘を踏まえて表現を検討したい。

A 委員：

同じ 23 ページの施策 3-2-2 で、「さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のため、啓発などに取り組みます。」とある。22 ページで今回修正いただいた現状と課題に、「障がいに対して正しく理解することや、法令で義務付けられている合理的配慮のための具体的取組が求められています。」という部分と近いかと思うが、現状と課題には「差別」という言葉は一切出てこない。そうすると、合理的配慮という言葉の裏側には差別ということがあるのかなどもやもやするものがある。施策に差別解消という言葉を持ってくるとなると、現状と課題に関係する文言が必要なのではないか。今回、文章を修正いただき見えてきたことだが、これは「正しく理解する」という表現とも関係していると思っており、その表現でよいのか、正しく認識するなどの表現の方がよいのではないか。

障がい福祉室：

現状と課題には差別という言葉は出てこないが、それに対応する合理的配慮の前提部分となるため、分かりやすい表現ができるかどうか検討したい。

部会長：

先ほど指摘のあった、「正しく理解する」という部分については、正しくない理解があるのかどうか、私も違和感がある。的確で適切な誤解のない表現とされた方がよい。「認識」などの表現を検討いただきたい。

D 委員:

22 ページの現状と課題の冒頭で、「障がい者手帳を所持する人が年々増加」とあるが、続く文章は、平成 28 年度末は市民のおよそ 20 人に 1 人、令和元年度末は市民のおよそ 18 人に 1 人とあり、直感的に増えた印象がない。割合の方が分かりやすいのではないか。

次に、27 ページの施策指標 3-4-1「受動喫煙の機会がなかった人の割合」とあるが、他の指標では年間、累計などの記載があるがここにはその記載がない。この指標が累計なのであれば、増えることはなくて減るばかりで、目標の 40%に近づくことはないのではないかと思うため、何か補足が必要だと思う。

事務局:

22 ページの現状と課題における人数での表現については、母数が 20 人から 18 人に減っており、以前から 20 人に 1 人という書き方はしていたものの、時点修正したことで分かりにくさが増したと思うため、所管室課と検討したいと思う。

健康まちづくり室:

「受動喫煙の機会がなかった人の割合」についてはアンケートを取っているため、その時の状況を示す数値となる。

D 委員:

都度のアンケートで測るということか。

事務局:

アンケートを取って、その時、回答された方の中で、受動喫煙の機会がなかった人の割合を増やしていくということを目指している。

ウ) 大綱4 子育て・学び(資料3、4、5)

事務局:(資料説明(資料5))

教育未来創生室:

資料5の2ページ、意見3番の施策 4-2-1、新たな学びの場について、「学校や地域における」という言葉を補った方がよいのではないかと御意見をいただいた。「新たな学びの場の構築」について、この施策が学校教育の施策であるため、教育委員会で想定している新たな学びの場とは、例えば、国でいうところの教育支援センター、吹田市でいうと学びの森、光の森と市内2か所に設置している施設を指す。令和6年度からはそれらを1か所に集約し、ICT 等を活用して機能強化を図ろうと考えている。そうしたことを想定し、「新たな学びの場の構築」ということで取り組んでいるため、資料5のような回答となっている。

事務局:(資料説明(資料3))

A 委員:

30 ページの政策2、現状と課題で、前回の意見を踏まえて修正いただいた箇所、「これからは、さまざまな

先端技術を駆使した課題解決が求められます。」とあるが、「先端技術を駆使した」という表現は必ず必要なのか。新しい時代を生き抜くため、ということをこの文章で説明したいのかと思うが、今の状態だと意味が不十分だと感じる。子供たちを取り巻く「環境」も「社会環境」として、社会が変わっていくというニュアンスを書いた方がよい。また、「変化している」ではなく「変化していく」なのではないか。「これからは、複雑化する様々な課題に向き合う」、「課題解決の力が求められる」という表現で十分ではないか。「先端技術を駆使した」という表現が必須でなければ、これから変わっていく時代をここで具体的に説明する。それが実は、これまでにないような問題に向き合わなくてはいけないというニュアンスが入っていればよいのではないか。そうすれば、こういう力を学校教育で伸ばしていくのだという、最後の説明が生きてくるのではないか。

教育未来創生室：

御指摘を踏まえて検討したい。

部会長：

「様々な」が「先端技術を駆使して」にかかるように読めてしまう。でも、本来は「課題解決」にかかる言葉だと思う。先端技術を駆使しながら、と冒頭に持って来て、様々な課題解決が求められる、と工夫すれば誤解は避けられるのではないかと思う。「環境」の表現についても御意見があったため、合わせて御検討いただきたい。

30 ページの文言修正について、前回「習得」の字を「修得」とした方がよいと意見を申し上げ、それに対して回答をいただき、それについては納得しているが、前回の意見については撤回させていただきたい。教育機関における学習であるため、「習得」が適切である。

31 ページもかなり検討していただいた。新たな学びの場に関する補足説明もいただき大変よく分かった。施策4-2-1「学校教育の充実」の4行について、「一人ひとりへの対応」、「課題に応じた支援体制」、「学びの場の構築」が「学校の魅力の向上」にかかっているが、「学びの場の構築」は構築するという意味合いで行動を表す名詞であり、支援体制は行動を表す名詞ではない。「支援体制の充実」、「学びの場の構築」などとした方が文脈として分かりやすいのではないか。続く「合わせて」は「併せて」が正しい漢字だと思う。

事務局：

所管室課と検討したい。

部会長：

32 ページ、政策3の現状と課題も修正いただき、33 ページの多様な居場所についても随分とクリアに表現していただき問題の所在が明らかになった。

35 ページの「学習によって習得した」の漢字は「修得」の方が適切なのではないか。広辞苑も含めて色々調べてみたところ、結論から言うとどちらを使ってもよい。どちらも間違いとは言えない。ただし、より適切な用法としては、「習」については、技術や芸を習うときに使うことが多く、学問で使うこともある。「修」については、学問、学業を修めるということを使う場合が多い。教育委員会の考えとしては、小学校6年間の教育課程を全て修めたという意味で「学修」を使う場合が多いというのは御指摘のとおりである。ただ、それは学校教育の中での「学修」という言葉の考え方の一つであり、世間一般では、人から色々なことを教えてもらい身につけることを「学習」ということが多い。人から教えてもらうのであれ、自ら学ぶのであれ、学問的知識や事柄について自分の中で学んで身につける場合に「学修」ということが多い。最近大学では、「学修」を使うように文科省が特例としているので、大学では「学修」で統一されている。つまり、人から教えてもらい、練習して身につけたものを更に深めるために

は「学修」が必要であるという理解である。35 ページは生涯学習に関する内容であり、教育機関の中で人に教えてもらって知識を身につけているというよりは、自ら進んで学ぶことを意味しているため、「学修」が適切ではないかと思う。

A 委員：

34 ページの現状と課題に、超高齢社会、防災・防犯、環境問題に続けて SDGs が並んでいるが、SDGs という言葉でその前に書いてあることを全て指している。そもそも SDGs のメッセージは大きく2つある。1つは環境問題である気候変動、もう1つは人権である。むしろそういった言葉を使った方がよいのではないか。また、超高齢社会とは、現代的課題というよりは現代社会の現状であり、むしろ介護などの方が課題である。書かれている言葉の並列感、同等感があつた方がよいのではないかと思う。御検討いただきたい。

C 委員：

31 ページの施策 4-2-1 の2行目、「また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりへの対応や特性のある子供の課題に応じた支援体制・新たな学びの場の構築など学校の魅力向上に向けて」取り組むことは何かというと、「教職員が本来業務に集中できる働きやすい環境を整えます。」という文章となる。リンクしないことはないが、魅力向上に向けて取り組むということと、教職員が本来業務に集中できる働きやすい環境を整えることは分けてもよいのではないか。例えば、いじめや不登校の子供に丁寧に向き合うとなると、より教職員は忙しくなる。それはそれで魅力向上に向けて取り組むことは大切でありながら、教職員のオーバーワークの解決に取り組むことも大事な課題であるため、ここはつなげない方がよいのではないか。「本来業務」が何を指しているのかも分からない。

部会長：

おそらく結論が違うのだと思う。教職員が本来業務に集中できる働きやすい環境は目的で、「などの学校の魅力向上を図ります。」というようなことが結論となるのではないか。

A 委員：

部会長にもお聞きしたいが、29 ページの施策 4-1-3、「発達に支援を必要とする子供」の表現について今回は修正しないとのことだが、このままでよいのか。やはり違和感はある。

部会長：

色々調べてみたところ、結論としてはどちらの表現もあり、ここでは限定的に発達障がいのある子供のことを書いているため、クリアに書いてはどうかという意見だったが、前後の脈絡からそう読み取れるだろうということで、一般市民の方が読み取れるかは別問題となるためそれも含めて受け止めていただいているということはよく分かった。発達障がいと書き切ってしまうと、支援学級に在籍する子供もいるが、どこからどこまでが障がいのある子供かをはっきりさせておらず、グラデーションであり連続である。通常の学級の中で人と交わりにくい、自分を表現するのが苦手、人の気持ちがなかなか受け止められない、想像できにくい、そんな子供たちがたくさんいる。そのような子たちを発達障がいと一括りにするのはふさわしくない、むしろ間違いだと思うため、そういう問題意識も含めてこの部分は慎重に、誤解を招くことがないような表現が必要だと考えている。次期計画策定に向けてよく練り上げていただきたい。

事務局：

現行計画に書いてある表現であり、今回の見直しの趣旨に当てはめると、表現の再考は次期計画策定時としたい。

こども発達支援センター：

御意見は真摯に受け止めているが、発達に課題のある児童だけが「配慮が必要な子供」ではなく、身体が不自由な子供もいるため、ここは広く、発達に支援を必要とする子供ということで、今回はこの表現のままとし、次期計画策定までにしっかりと検討したいと考えている。

E 委員：

31 ページの施策 4-2-1 にある「特性のある子供の課題」とはどんな課題なのか。発達障がいのある子供であれば、現状と課題にある食育や体力づくりなどの取組なのかもしれないが、今はグローバル化していて、海外からの子供も増えている中で、そういった子供への取組は施策に書かないのか。

教育未来創生室：

特性のある子供の課題とは、大きくは発達に課題のある子供を想定しているが、今後のインクルーシブな社会も見据えて、性の多様性に関する課題なども視野に入れている。

部会長：

国でも議論が進んでいるのは、特異な分野に才能のある子供たち、ギフテッドと呼ばれているが、その子供たちもその特性ゆえに周りとの馴染みにくいなど様々な困難を抱えている。単に発達障がいというだけではなく、様々な特性のある子供たちがいるため、少し広く考えて受け止めるとよいと思う。外国籍の子供については、一人の子供の内面的な特性ではなく、社会的属性となるため一般的には含まれない。

エ)基本計画改訂版全体(資料3、4、5)

事務局：(資料説明)

A 委員：

SDGs の説明を巻末の用語集に入れる予定はあるのか。

事務局：

入れなくてはいけないと考えている。

A 委員：

用語集で説明する際には、「2030 アジェンダ」がまずあり、そのあとに「SDGs」と続けて、SDGs をきちんと認識していることが分かるように慎重に作成してほしい。またそれを踏まえて、SDGs の 17 のゴールという部分とうまくつないでほしい。現状は見えない部分はまだあり違和感が残るためぜひ用語説明で補ってほしい。

オ)まち・ひと・しごと創生総合戦略の視点からの意見（資料6）

事務局：（資料説明）

A 委員：

この意見は、まち・ひと・しごと創生総合戦略をこれから作り直すという視点からのものか、または今の総合戦略を見てこのような意見を出されているのか。あるいは総合戦略とは関係なく、大事だと思う意見を出されたのか。

事務局：

前提として、第4次総合計画基本計画改訂版を組み直して第2期総合戦略を策定するという説明をした中で、こういことが吹田市の人口減少や少子化対策で大切ではないかという御意見をいただいた。

部会長：

いずれも次の社会や時代、吹田市を考える上で避けて通れない大事なポイントであると思う。全体会がもう一回あるがそこでも検討の機会はあるのか。

事務局：

第4回部会を踏まえて庁内でも最終検討し、審議会で素案を提案させていただこうと思っている。その際に、御提案いただくことは可能かと思う。

### 3. その他

事務局：

次回の全体会の開催予定等について事務連絡を行った。

以上

出席状況一覧

別紙

第4回吹田市総合計画審議会第2部会 令和5年(2023年)7月6日(木)午後7時 開催

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

	号	区分	分野	所属・役職	氏名	出欠
1	1号	学識経験者	福祉	梅花女子大学心理こども学部 教授	井元 真澄	出席
2	1号	学識経験者	市民自治	関西大学社会学部 教授	草郷 孝好	出席
3	1号	学識経験者	教育	千里金蘭大学生生活科学部 教授	島 善信	出席
4	1号	学識経験者	保健医療	大阪大学大学院医学系研究科 特任准教授	野口 緑	出席
5	2号	公募市民		—	安藤 義貴	出席
6	2号	公募市民		—	山中 拓也	欠席
7	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市社会福祉協議会 会長	櫻井 和子	欠席
8	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市医師会 副会長	相馬 孝	欠席
9	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市PTA協議会 副会長	高田 耕平	出席

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

吹田市 出席者

事務局	今峰行政経営部長、企画財政室 伊藤室長、吉村参事、森岡主幹、清家主査
	担当部局職員（別表1のとおり）
	委託事業者

別表Ⅰ

大綱	所属	役職	氏名
1 人権・市民自治	総務部広報課	課長	中嶋 花苗
	市民部市民総務室	室長	東田 康司
		参事	田中 義之
	市民部人権政策室	室長	高島 博
	市民部市民自治推進室	室長	長井 浩
参事		田家 学	
3 福祉・健康	福祉部福祉総務室	次長（室長兼務）	安井 克之
	福祉部生活福祉室	室長	門田 俊雄
	福祉部高齢福祉室	室長	安宅 千枝
	福祉部障がい福祉室	室長	西村 直樹
	健康医療部健康まちづくり室	室長	宮崎 直子
	健康医療部成人保健課	課長	村山 靖子
	健康医療部母子保健課	課長	日比 康二
	健康医療部保健医療総務室	次長（室長兼務）	岡本 太郎
	健康医療部衛生管理課	課長	笹田 真由子
	健康医療部地域保健課	総括参事（課長事務取扱）	松林 恵介
4 子育て・学び	児童部子育て政策室	室長	今井 典代
	児童部子育て給付課	課長	上田 祥代
	児童部家庭児童相談室	参事	中谷 美樹
	児童部のびのび子育てプラザ	所長	曾我 淳子
	児童部保育幼稚園室	室長	中村 大介
	児童部こども発達支援センター	センター長	堀 みどり
	健康医療部母子保健課	参事	久本 利恵
	学校教育部学校管理課	課長	砂川 智和
	学校教育部教育未来創生室	室長	薬師川 晃
	学校教育部学校教育室	次長（室長兼務）	角田 睦
	学校教育部教育センター	所長	木谷 美香
	地域教育部まなびの支援課	課長	北野 康子
	地域教育部中央図書館	館長	林野 優子
	地域教育部青少年室	室長	大川 雅博
地域教育部放課後子ども育成室	参事	中村 暢之	